

東大阪市外国語指導講師活用業務プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、東大阪市外国語指導講師活用業務に関し、適正に業務を遂行することのできる事業者を公募型プロポーザル方式により選定し、事業者との契約締結に向けて優先交渉権者として特定するため、必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務概要

- (1) 業務名 東大阪市外国語指導講師活用業務
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日
- (4) 履行場所 東大阪市立学校園
- (5) 優先交渉権者の選定

東大阪市外国語指導講師活用業務業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、選定基準に適合していると認められる事業者を優先交渉権者として選定する。

- (6) 契約保証金

契約にあたっては、契約保証金は免除とし、契約金額の100分の3以上を担保する履行保証保険に加入すること。

- (7) 見積金額

上限金額 650,000,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。消費税は10%で計算すること。）

- (8) 仕様書等 学校教育推進室ウェブサイトへ掲載する。

3. 応募資格

下記のすべての項目の要件をみたすこと。（応募資格の基準日は、提出書類一式の提出日とする）

- ① 令和6年・7年・8年度東大阪市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- ② 派遣業者として登録・認可を得ており、法令・規則等を遵守し、適切に運用していること。
- ③ 過去において、公立または私立学校園における外国語教育（英語）に係る業務をになった実績があること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ⑤ 東大阪市暴力団排除条例に基づく暴力団等に該当しないこと。
- ⑥ 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。

4. 応募者の失格

下記のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- ① 期限を過ぎて、所定の提出書類等が提出された場合
- ② 提出書類に不足または虚偽の記載があった場合
- ③ 資本関係または人的関係があるいわゆる同族業者同士の参加意思があった場合
- ④ 会社更生法などの適用を申請するなど、契約履行することが困難と認められる状態に陥った場合
- ⑤ 書類提出後から選定結果の決定日までに、応募者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合
- ⑥ 審査の公平性を害する行為を行った場合
- ⑦ 委託金額上限を超える見積もりをした場合

5. 選定

- ・選定方式は、プロポーザル方式により実施する。
- ・審査項目は、事業方針や理念、外国語指導講師の採用や研修体制、LESSンプランの充実度、学校園へのサポート体制、金額などとする。
- ・本契約にかかる優先交渉権者の決定については、選定委員会において、書類審査、ヒアリング審査を行った結果、評価順位第1位の事業者を優先交渉権者とし、優先順位順に契約締結に向けて交渉する。
- ・なお、評価順位第1位の事業者が失格等の場合は、第2順位、第3順位の順で該当事業者を繰り上げるものとする。
- ・応募事業者が1者のみの場合は、選定委員会において書類審査とヒアリング審査を行ったうえで、その事業者が適当かどうか決定する。

6. 選定スケジュール

○主なスケジュール

項目	日程	詳細
参加資格審査申請期間	令和7年7月18日(金)午前9時～ 令和7年8月6日(水)午後5時30分	「7.参加資格申請に関する事項(1)(2)」を参照
参加資格審査結果通知期限	令和7年8月7日(木)	「7.参加資格申請に関する事項(3)」を参照
質問の受付期間	令和7年8月18日(月)午前9時～ 令和7年8月25日(月)午後5時30分	「8.提案手続(1)」を参照
質問への回答期間	令和7年8月18日(月)～ 令和7年8月29日(金)	「8.提案手続(2)」を参照
提案書類等の受付期限	令和7年9月5日(金)午後5時30分	「8.提案手続(3)」を参照
参加の辞退受付期限	令和7年9月19日(金)午後5時30分	「7.参加資格申請に関する事項(4)」を参照
プレゼンテーション会	10月上旬予定	「9.プレゼンテーション会」記載の通り

7. 参加資格審査申請に関する事項

(1) 参加資格審査申請の必要書類について

参加を希望するものは、次の書類を提出し、参加の資格審査を受けなければならない。

番号	書類の名称	注意事項	様式
1	参加意思表明書		様式1※
2	参加確認通知書	会社名を記入してください。	様式2※
3	受付票	会社名を記入してください。	様式3※
4	公立または私立学校園における外国語教育(英語)に係る業務を担った実績を証明する資料	契約書・仕様書の写し(機密情報等の黒塗り可) <過去の実績を1件提出してください。>	

※各様式につきましては、ウェブサイトよりダウンロードしてください。

(2) 参加資格審査申請の場所及び日時

- ①申請場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市役所 17階 学校教育部学校教育推進室
- ②申請期間 令和7年7月18日(金)から令和7年8月6日(水)まで(本市の閉庁日は除く。)
の午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで(期限・期間厳守)
- ③提出方法 学校教育推進室へ持参または発送記録が確認できる方法での送付(期限内必着)

(3) 参加資格の審査及び通知

参加資格審査申請に係る提出書類により参加資格を審査し、その結果を令和7年8月7日(木)までに、電子メールにて通知する。

(4) 参加の辞退

参加資格審査申請の書類を提出後、参加を辞退する場合は、令和7年9月19日(金)午後5時30分までに、電話にて学校教育推進室に連絡の上、辞退届(様式5)を提出すること。(様式については、ウェブサイトよりダウンロードすること。)

8. 提案手続

(1) 質問の受付について

- ・令和7年8月18日(月)午前9時から令和7年8月25日(月)午後5時30分までに、質問書(様式4)に質問事項を記載のうえ、電子メールにより提出する。
- ・表題は「【外国語指導講師活用業務】提案に関する質問(事業者名)」とする。

(2) 質問への回答について

- ・令和7年8月18日(月)～令和7年8月29日(金)に、参加を認められたすべての者に対し、担当者連絡先へ電子メールで行うこととする。
- ・質問者の名称は非公表とし、質疑応答事項は本要領の追記事項として取り扱う。

(3) 提出書類について

①提出書類

a 様式

- ・A4版縦型横書き片面印刷とし、表紙、目次をつけた上で、ページをうち、ファイル等で一式にまとめて提出すること。
- ・書類名を明記すること。
- ・添付書類、各証明書は関連書類のすぐ後ろに添付すること。

b 提出部数

- ・16部(社名入り1部、社名なし(ロゴも記載しない)15部とする。)

c 内容

1) 提案書

- ・学校教育における質の高い外国語教育に向けた理念や事業方針
- ・コミュニケーション能力の育成を図るLESSンプラン

- ・外国語指導講師による教員の指導力及び英語運用能力向上に向けた方策
- ・学校園へのサポート体制
- ・外国語指導講師の採用方針や基準、外国語指導講師への研修方針や体制
- ・外国語指導講師の管理体制・危機管理体制 等

2) 会社概要

- ・派遣業者登録
- ・経営方針、営業内容
- ・業務内容、資本金、従業員数、雇用している外国語講師数
- ・講師の雇用規準、労務管理、厚生内容
- ・直近の決算報告
- ・個人情報保護方針

3) 実績書

- ・官公庁、私立公立学校園での実績
- ・外国語教育全般における実績等

4) 見積書

- ・派遣期間総額表示（内税方式。積算は日額を基本とし、交通費を含むものとして、積算根拠を明示のこと。消費税は10%で計算すること。）

5) その他

- ・受付期限後の提案書差し替えは不可。提出済み提案書については返却しない。
- ・提案者が1者の場合は、選定委員会で協議の上決定する。
- ・応募から契約までのあいだに入札参加停止を受けた場合は失格とする。
- ・1)～3)の項目については合わせて25ページ以内でまとめることとする。
- ・市が必要と認め追加資料の提出依頼を行った場合は速やかに提出すること。
- ・提案書、会社概要、実績書、見積書は様式を定めない。

②提出場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市役所 17階 学校教育推進室

③提出期間 令和7年9月1日（月）から令和7年9月5日（金）までの午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで（期限・期間厳守）

④提出方法 学校教育推進室へ持参または発送記録が確認できる方法での送付（期限内必着）

9. プレゼンテーション会

選定に当たっては、選定委員会を設置して、厳正に審査する。

- 日時 10月上旬予定（9月中旬に事業者へ通知する。）
- 場所 東大阪市総合庁舎（予定）
- 実施方法 提案者は、自らの提案内容の説明を行う。プレゼンテーションの持ち時間15分、審査委員からの質疑時間10分で、提案事業者1者あたり25分以内とする。
- その他 プロポーザル参加に伴う一切の経費は、参加事業者の負担とする。

10. 業者の決定

選定後、結果は速やかに各参加者宛に文書で通知する。なお、決定に対する質問については受け付けない。

11. 問合せ先

東大阪市教育委員会 学校教育部 学校教育推進室

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市総合庁舎 17階

電話：06-4309-3268（直通）

メールアドレス：gakkokyoiku@city.higashiosaka.lg.jp

評価基準

	審査項目	審査の視点
1	事業方針・理念	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育における質の高い外国語教育に向けた理念や事業方針を備えられているか。 ・幼稚園・こども園、小中学校にとって魅力的な企画提案をされているか。 ・過去の実績があるか。
2	レッスンプランの充実度	<ul style="list-style-type: none"> ・校種(幼稚園・こども園、小学校、中学校)に応じたレッスンプランの提案がなされているか。 ・コミュニケーション能力の育成を重視した言語活動中心のレッスンプランの提案がなされているか。 ・ALTを活用した妥当性、信頼性のあるパフォーマンステストの実施と評価に向けての提案(小中学校)がなされているか。 ・教員に対する充実した指導力及び英語運用能力向上研修の提案がなされているか。
3	学校園へのサポート体制	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な訪問指導、ヒアリングや苦情処理に対してサポート体制が充実しているか。
4	ALT採用 研修体制 管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ALTの採用方針・採用基準が明確に示されているか。 ・採用したALTに対しての事前研修は充実されているか。また、配置後も継続しての研修体制が確立されているか。 ・ALTの管理体制・危機管理体制がなされているか。 ・個人情報保護の方針。
5	見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・見積もりが適切であるか。